

告 示

埼玉県告示第三百三十三号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）第五条の規定により、同条例別表県民生活部の項第一号及び第二号に規定する手数料の減免について次のように定め、令和五年三月二十七日から施行する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）による改正後の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下「改正旅券法」という。）第二十条第六項の規定により国に納付すべき手数料が免除された者に係る手数料については、手数料の金額を免除する。

二 改正旅券法第二十条第六項の規定により国に納付すべき手数料が減額された者に係る手数料については、手数料の金額に国に納付すべき手数料が減額された割合を乗じて得た額を減額する。